

(案)

大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

大 阪 府

＝ 目 次 ＝

はじめに	2
第1章 計画の目的と基本方針等	4
1 目的	4
2 基本方針	4
3 計画期間	4
4 計画の対象	4
5 他の計画との関係	4
第2章 PCB廃棄物及び使用製品の状況と処分見込量	5
1 保管の状況	5
2 所有の状況	6
3 処分見込量	7
第3章 PCB廃棄物処理体制の確保	9
1 高濃度PCB廃棄物の処理体制	9
2 低濃度PCB廃棄物の処理体制	10
第4章 PCB廃棄物及び使用製品の確実かつ適正な処理の推進	11
1 行政の役割	11
(1) PCB廃棄物及び使用製品の掘り起こし	11
(2) PCB廃棄物処理までの間の適正保管及び早期処理の指導	11
(3) PCB廃棄物の収集運搬体制の確保	12
(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成	12
(5) 住民及び事業者の理解を深めるための方策	12
2 PCB廃棄物を保管している事業者等及び処理事業者等の役割	12
(1) 保管事業者等の役割	12
(2) 収集運搬業者の役割	13
(3) 処分業者等の役割	13
3 JESCO大阪PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の適正処理の推進	14
(1) 処理施設の安全性の確保	14
(2) 処理施設的环境監視	14
(3) 収集運搬の体制	14
(4) 情報の公開	15
(5) 関係地方公共団体との連携	15
4 関係者における連携・協力	16

はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、電気絶縁性に優れ、不燃性で燃えにくく、化学的に安定しているなどの性質を有する物質であることから、変圧器やコンデンサーといった電気機器の絶縁油、熱媒体、感圧複写紙など、幅広い用途に使用された。

しかし、昭和43年、熱媒体として使用されたPCBが製造過程で食用油に混入し、その食用油を摂取した人々に健康被害を発生させたカネミ油症事件を契機に、PCBの有害性が社会問題となった。昭和47年には通商産業省（当時）の指導で製造が中止となり、昭和49年には「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）の施行により、その製造・輸入・使用（既設密閉機器を除く。）が事実上禁止となったが、その後、30年以上経過してもPCB廃棄物の処理体制は整わず、保管事業者のもとで長期にわたる保管が継続する中で、管理の不徹底や事業場の閉鎖などによるPCB廃棄物の紛失が続いたため、環境汚染の進行が懸念されるようになった。

このような状況の中、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）が制定され、届出や保管事業者の責務をはじめPCB廃棄物の処分期間を法の施行日から平成28年7月までとすることが定められた。PCB特別措置法の規定に基づき、国は平成15年4月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）を、府は翌年3月に「大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「大阪府PCB廃棄物処理計画」という。）を策定し、府域のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に取り組んでいる。

環境事業団（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）に事業を承継）の拠点的な広域処理施設の整備により進められた平成16年の北九州事業に続き、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）、北海道事業（平成20年）で化学処理方式によるPCB廃棄物（蛍光灯用安定器など一部のPCB廃棄物を除く。）の処理が開始されたが、世界でも類を見ない処理方式であったことから、作業者に係る安全対策や処理開始後に明らかとなった課題への対応を余儀なくされ、その結果処理に遅れが生じ、期間内に処理事業を完了することが難しい状況となった。

平成23年10月に国は「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、施行から10年が経過したPCB特別措置法や今後の処理体制について見直しが行われ、平成24年12月にPCB特別措置法施行令の改正が行われ、低濃度PCB廃棄物を含むPCB廃棄物の処分期間の末日が平成28年7月から令和9年3月に延長された。

また、JESCOでの処理効率を向上させ、全国的な視野で早期適正処理を図るために、平成26年6月に国の処理基本計画が変更され、高濃度PCB廃棄物について、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられ、近畿エリアは令和4年3月末までとされた。また、JESCOの事業対象地域を越えてPCB廃棄物の処理を行うことなどが新たに追加された。

これに伴い、変更された内容を反映するため、府は、平成27年12月に大阪府PCB廃棄物処理計画を変更した。

しかしながら、その後の取組の進捗状況から計画的処理完了期限内の処理完了は決して容易ではないことから、この計画的処理完了期限を遵守して一日でも早く確実に処理を完了するために、国は平成28年にPCB特別措置法を改正し、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間を設定、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度「PCB使用製品」（現在、使用中のPCBを使用した製品のこと。）を処分委託又は廃棄すること等を義務付け、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだ。

また、国はこの法改正に伴い、平成28年7月に処理基本計画を変更した。

一方、電気事業法においては、PCB特別措置法が制定されたことと併せて、平成13年10月に電気事業法電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）が改正され、PCB使用電気工作物を設置する電気事業者に、その使用及び廃止の状況について国に対し届け出ることが義務付けられた。

さらに平成28年のPCB特別措置法の改正と併せて、高濃度PCB使用電気工作物については、電気事業法に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号））等の改正により、高濃度PCB使用製品の処分期間内の廃棄が義務付けられ、管理状況の届出等の措置を講ずることとされた。

これらの変更に伴い、平成30年3月に大阪府PCB廃棄物処理計画を変更した。

PCB含有塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性汚染物等については、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg程度のもので存在すること、また、現在実施されているPCB含有塗膜の調査が進展することにより、今後もさらに増加していく可能性があることから、国は令和元年12月に関係法令を改正し、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等を低濃度PCB廃棄物として、無害化処理認定施設の処理対象に追加した。

通常のPCB廃棄物の処理に比べて手間や時間を要するものへの対応や、計画的処理完了期限以後に新たに発見された場合の対応が必要となってくることから、国は事業終了準備期間を活用して一定期間処理を継続するとともに、北九州事業エリアで計画的処理完了期限の後に発見された大型変圧器・コンデンサー等について、大阪事業及び豊田事業において処理を行うこととし、令和4年5月に処理基本計画を変更した。

このため、処理基本計画の変更を踏まえ、PCB特別措置法第7条に基づき大阪府PCB廃棄物処理計画を変更することとした。

第1章 計画の目的と基本方針等

1 目的

この計画は、PCB特別措置法第7条の規定により、国の処理基本計画に基づき、府域（大阪府域を除く。）にある全てのPCB廃棄物及びPCB使用製品（以下「PCB廃棄物及び使用製品」という。）を処分期間内に確実かつ適正に処理又は廃棄できるよう、PCB廃棄物及び使用製品の処理を総合的かつ計画的に実施し、推進を図ることを目的とする。

なお、大阪府域についてはPCB特別措置法第7条の規定により、同様の計画を大阪府が策定している。

この計画は、平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」の理念を踏襲しており、各取組の推進を通して、関連するゴールの達成に貢献する。



本計画が寄与するSDGsのゴール

2 基本方針

PCB廃棄物による環境汚染を防止し、住民の健康保護及び生活環境の保全を図るため、次の事項を基本方針として、PCB廃棄物及び使用製品の適正処理を推進する。

- (1) 全ての高濃度PCB廃棄物及び使用製品を、確実かつ適正に処理又は廃棄するための取組の徹底を継続し、事業終了準備期間（表4のとおり）において1日でも早く処理対象物の処理を完遂する。
また、低濃度PCB廃棄物及び使用製品について、処分期間内に確実に処理又はPCB除去を完了するための取組を行うこととする。
- (2) 安全性の確保を最優先にPCB廃棄物の処理が完了するまでの間、適正保管のための取組の徹底を図る。
- (3) 国、関係地方公共団体、保管事業者及び所有事業者、処分業者、収集運搬業者、製造者等多くの関係者の連携・協力により円滑な事業の推進を図る。

3 計画期間

この計画は、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処分期間の末日である令和9年3月31日までを計画期間とする。

4 計画の対象

この計画は、PCB特別措置法第2条第1項に規定するPCB廃棄物及び同条第3項に規定するPCB使用製品を対象とする。

5 他の計画との関係

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づき廃棄物の処理の目標を定め、府民、事業者、行政が廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処分に取り組むための規範となる計画として府が策定した「大阪府循環型社会推進計画」（令和3年3月策定）及びPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的、計画的に推進するため、PCB特別措置法第6条に基づき政府が策定した処理基本計画（令和4年5月変更）に即して策定する。

第2章 PCB廃棄物及び使用製品の状況と処分見込量

1 保管の状況

PCB特別措置法では、PCB廃棄物とは「PCB原液、廃PCB及びPCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義されている。廃PCB及びPCBを含む油の他、PCBを含む絶縁油が封入されている変圧器・コンデンサー等の電気機器、感圧複写紙、PCBが染み込んだウエスなどが該当し、これらを保管する事業者は、PCB特別措置法に基づき毎年PCB廃棄物の保管状況等を所管行政庁に届け出ることが義務付けられている。

PCB廃棄物保管量などは、表1のとおりである。



(PCB廃棄物の例)

表1-1 高濃度PCB廃棄物の保管状況 (令和3年3月末現在)

廃棄物の種類	単位	大阪府 (大阪市を除く)		大阪市	
		事業場数	保管量 ^(注)	事業場数	保管量 ^(注)
変圧器	台	1	2	3	8
コンデンサー	台	430	12,607	324	9,535
安定器	個	519	68,686	433	40,327
PCBを含む油	kg	19	1,250.7	9	1.5
その他の機器等	台	7	1,197	3	4
その他	kg	99	92,543.2	41	1,597.5

注) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

体積で計上された分については、1リットル=1kg、1m³=1,000kgと換算して集計した。

表1-2 低濃度PCB廃棄物の保管状況 (令和3年3月末現在)

廃棄物の種類	単位	大阪府 (大阪市を除く)		大阪市	
		事業場数	保管量 ^(注1)	事業場数	保管量 ^(注1)
変圧器類 ^(注2)	台	511	1,498	404	950
コンデンサー類 ^(注3)	台	252	3,852	225	2,120
その他の機器等 ^(注4)	台	234	651	120	256

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

注2) 高圧変圧器、低圧変圧器及び柱上変圧器をいう。

注3) 高圧コンデンサー及び低圧コンデンサーをいう。

注4) リアクトル、遮断器、ラジエーター等、変圧器類及びコンデンサー類を除く機器をいう。

2 所有の状況

化審法の規定により、PCBの製造及び新たな使用等が禁止されているが、PCB特別措置法第2条第3項に定めるとおり、現在も使用中のPCB使用製品を所有する事業場が存在する。

PCB使用製品の所有状況は表2のとおりである。

表2-1 高濃度PCB使用製品の所有状況（令和3年3月末現在）

使用製品の種類	単位	大阪府（大阪市を除く）		大阪市	
		事業場数	所有量 ^(注)	事業場数	所有量 ^(注)
変圧器	台	0	0	0	0
コンデンサー	台	13	97	9	17
安定器	個	15	915	10	341
PCBを含む油	kg	0	0	0	0
その他の機器等	台	0	0	1	4
その他	kg	1	0.4	0	0

注) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

体積で計上された分については、1リットル=1kg、1m³=1,000kgと換算して集計した。

表2-2 低濃度PCB使用製品の所有状況（令和3年3月末現在）

使用製品の種類	単位	大阪府（大阪市を除く）		大阪市	
		事業場数	所有量 ^(注1)	事業場数	所有量 ^(注1)
変圧器類 ^(注2)	台	331	898	173	473
コンデンサー類 ^(注3)	台	35	63	17	150
その他の機器等 ^(注4)	台	102	374	37	122

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

注2) 高圧変圧器及び低圧変圧器等をいう。

注3) 高圧コンデンサー及び低圧コンデンサーをいう。

注4) リアクトル、遮断器、ラジエーター等、変圧器類及びコンデンサー類を除く機器をいう。

また、電気事業法に基づきPCB使用電気工作物の設置者により届出されたPCB使用電気工作物の種類別の所有量は、次のとおりである。

表 2-3 PCB使用電気工作物の所有状況（令和3年3月末現在）

PCB使用電気工作物の種類	単位	高濃度PCB使用電気工作物 所有量		低濃度PCB使用電気工作物 所有量	
		大阪府（大阪市を除く）	大阪市	大阪府（大阪市を除く）	大阪市
変圧器	台	-	-	1,057	562
電力用コンデンサー	台	1	8	42	12
計器用変成器	台	-	-	118	9
リアクトル	台	-	-	68	23
放電コイル	台	-	-	17	-
電圧調整器	台	-	-	2	2
整流器	台	-	-	5	1
開閉器	台	-	-	41	10
遮断器	台	-	-	36	5
中性点抵抗器	台	-	-	2	2
避雷器	台	-	-	1	-
OFケーブル	台	-	-	155	150

3 処分見込量

PCB特別措置法の処分期間及び特例処分期限日は使用中のPCB使用製品についても適用される。そこで、表1のPCB廃棄物の保管量及び表2のPCB使用製品の所有量を合算した量（表2-3を除く）を、PCB廃棄物処分見込量とし、表3にまとめた。

表 3-1 高濃度PCB廃棄物及び使用製品の処分見込量^(注)（令和3年3月末現在）

廃棄物及び使用製品の種類	単位	大阪府（大阪市を除く）	大阪市
変圧器	台	2	8
コンデンサー	台	12,704	9,552
安定器	個	69,601	40,668
PCBを含む油	kg	1,250.7	1.5
その他の機器等	台	1,197	8
その他	kg	92,543.6	1,597.5

注) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

体積で計上された分については、1リットル=1kg、1m³=1,000kgと換算して集計した。

表3-2 低濃度PCB廃棄物及び使用製品の処分見込量(注1・2) (令和3年3月末現在)

廃棄物及び使用製品の種類	単位	大阪府（大阪市を除く）	大阪市
変圧器類(注3)	台	2,396	1,423
コンデンサー類(注4)	台	3,915	2,270
その他機器(注5)	台	1,025	378

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

注2) 環境省「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に基づく洗浄処理するものを含む。

注3) 高圧変圧器及び低圧変圧器等をいう。

注4) 高圧コンデンサー及び低圧コンデンサーをいう。

注5) リアクトル、遮断器、ラジエーター等、変圧器類及びコンデンサー類を除く機器をいう。

第3章 PCB廃棄物処理体制の確保

1 高濃度PCB廃棄物の処理体制

国内における高濃度PCB廃棄物は、JESCOの処理施設で処理が行われている。大阪府内を含む近畿2府4県で保管されている高濃度PCB廃棄物の処理については、表4の施設で処理を行うものとする。

表4 PCB廃棄物拠点的広域処理施設の整備状況

事業者名	中間貯蔵・環境安全事業（株）		
施設名称	大阪PCB処理事業所	北九州PCB処理事業所 ^{※1}	豊田PCB処理事業所 ^{※2}
所在地	大阪市此花区北港白津	福岡県北九州市若松区響町	愛知県豊田市細谷町
処理対象物	近畿2府4県 高圧変圧器・コンデンサー ^{※3} 、廃PCB等及び小型電気機器 ^{※4} の一部	北九州事業エリア ^{※a} のほか、 近畿2府4県及び豊田事業 エリア ^{※b} 安定器、汚染物等 ^{※5}	豊田事業エリア ^{※b} の高圧変 圧器・コンデンサー、廃PC B等のほか、近畿2府4県 ポリプロピレン等を使用し たコンデンサーの一部
	北九州事業エリア ^{※a} 大型変圧器・コンデンサ ー等の一部		北九州事業エリア ^{※a} 大型変圧器・コンデンサー 等の一部
	豊田事業エリア ^{※b} 車載変圧器の一部及び特 殊コンデンサーの一部		
	北海道事業エリア ^{※c} 特殊コンデンサーの一 部		
処理方式	脱塩素化分解法 真空加熱分離法	プラズマ熔融分解法	脱塩素化分解法
処分期間	令和3年3月31日まで	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日まで ^{※6}
計画的処理完了期限	令和4年3月31日まで	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日まで
事業終了準備期間 ^{※7}	令和7年3月31日まで	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで

※1 安定器等・汚染物の処理に係る事項のみ記載。

※2 ポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部の処理に係る事項のみ記載。

※3 ポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部を除く。

※4 概ね3キログラム以上のコンデンサー等の小型電気機器。

※5 概ね3キログラム未満のコンデンサー等の小型電気機器を含む。

※6 近畿2府4県のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの処分期間は、令和3年3月31日まで。

※7 本計画策定時に処分見込量に含まれていない廃棄物の処理や、処理が容易でない機器の存在を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられている。

※a 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※b 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

※c 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

2 低濃度PCB廃棄物の処理体制

国内における低濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可施設及び無害化処理認定施設を活用して、処分が行われている。これらの施設については、環境省のホームページにおいて公開されている（37 施設 令和4年9月5日現在）。府内にある無害化処理認定施設は表5のとおり。

表5 府内における無害化処理認定施設の整備状況

事業者名	D I N S 関西株式会社
所在地	堺市西区築港新町一丁5番38及び三丁44番20
施設の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
処理を行う廃棄物の種類 (いずれも低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るものに限る。)	イ 廃ポリ塩化ビフェニル等 (微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったもの、ポリ塩化ビフェニルの濃度が5,000mg/kg以下のもの) ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物 (微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったもの又はポリ塩化ビフェニルの濃度が5,000mg/kg以下の汚染物) ハ ポリ塩化ビフェニル処理物 (イ及びロを処理したものの又はポリ塩化ビフェニルの濃度が5,000mg/kg以下の処理物)
処理方式	焼却(ロータリーキルン及びストーカ炉燃焼方式)
処理能力	・廃PCB等(粘性の高いものを除く。) 7.7k1/日 ・廃PCB等(粘性の高いものに限る。) 2.0 t/日 ・PCB汚染物 2.0 t/日 ・PCB処理物 2.0 t/日
認定年月日	平成26年9月17日(平成26年第7号)

第4章 PCB廃棄物及び使用製品の確実かつ適正な処理の推進

1 行政の役割

PCB廃棄物及び使用製品の確実かつ適正な処理が推進されるよう、次の施策を実施する。

(1) PCB廃棄物及び使用製品の掘り起こし

環境省が策定したPCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアルに基づき、平成26年度から自家用電気工作物設置者等を対象に調査票を送付して掘り起こし調査を実施し、事業者団体等を通じてチラシやポスターを配付するなど広く掘り起こしを進めたことにより、多数のPCB廃棄物及び使用製品が見つかり、PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出がなされたところである。

※大阪府所管域については、経済センサスデータを基に従業員10人以上の事業所を対象に調査票を送付した。また、従業員10人未満の事業所を対象に、チラシやポスターを配付することで掘り起こしを実施した。

今後についても、PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出や電気事業法電気関係報告規則に基づくPCBを絶縁油に使用する電気工作物の設置の状況に関する報告の情報を、経済産業省中部近畿産業保安監督部と連携して相互に共有するなどして、実態把握に努めるほか、PCB廃棄物の保管事業者及びPCB使用製品の所有事業者と関係のある電気保安関係団体をはじめとした事業者団体等を通じて情報収集に努める。さらに、関係地方公共団体が協力をし、広報紙などを活用して、広くPCB廃棄物及び使用製品について、住民や事業者等に周知を図る。そして、未処理事業者に対し、確実かつ早期に処理が行われるよう、報告徴収や立入検査などにより必要な指導等を行う。

(2) PCB廃棄物処理までの間の適正保管及び早期処理の指導

- ① 保管事業者及び所有事業者に対し立入検査等を行い、廃棄物処理法で定める保管基準の遵守やPCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出の提出を指導する。その届出情報を基に未処理事業者に対し処理体制や処分期間の周知を行い、PCB使用製品の所有事業者に対してはできるだけ早期の代替品への転換及び安全かつ確実な処理を推進する。
また、大阪府及び府内市町村自らも率先して、その保管・所有するPCB廃棄物及び使用製品の処分委託及び廃棄の早期実行に努める。
- ② PCB廃棄物の紛失や破損等の事故があった場合は、警察や関係地方公共団体と連携し、保管事業者に対し追跡調査や支障の除去のための応急措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。
- ③ PCB廃棄物の収集運搬業者に対し、環境省の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂）」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月策定）」（以下「収集・運搬ガイドライン」という。）並びに関係都道府県市が組織する広域協議

会が定める指導方針の遵守を徹底する。さらに保管事業者及び収集運搬業者に対し、PCB廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬が行われるよう指導する。

- ④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）に基づく解体等の届出時や講習会等の機会を通じて、建設業者及び解体業者等に対しPCB廃棄物及び使用製品の事前点検やPCB廃棄物の譲渡禁止規定、処分期間などの周知啓発に努める。

(3) PCB廃棄物の収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の円滑な処理体制を確保するため、計画的な搬入のための取組について、関係地方公共団体と相互に十分な協議及び調整を行うとともに、可能な限り協力を行う。さらにJESCOとも十分な連絡調整を行う。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成

中小企業者等が、高圧変圧器・コンデンサー等及び安定器等・汚染物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その処理費用が軽減されるよう、国と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を造成する。

(5) 住民及び事業者の理解を深めるための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、府民、関係地方公共団体及び事業者の理解を得て、その協力のもとに施策を実施することが不可欠である。そこで、PCB廃棄物の性状や処理の安全性確保に関する情報、PCB廃棄物の保管及び処分の状況、JESCOへの処理に係る中小企業者への費用補助制度、並びにPCB廃棄物の計画的な処理に関する情報等をパンフレットやインターネット等の媒体を活用して広く提供する。

2 PCB廃棄物を保管している事業者等及び処理事業者等の役割

PCB廃棄物を一日でも早く確実かつ適正に処理するため、PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品の所有事業者、処分業者、収集運搬業者は、それぞれ次の役割を果たすことで、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するとともに本計画の遂行に協力する。

(1) 保管事業者等の役割

保管事業者等は、廃棄物の種類、処理施設の区分に従って、確実かつ適正にPCB廃棄物を処理する必要がある。また、PCB廃棄物が処理されるまでの間は、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法で定める保管基準に従って適正に保管しなければならない。このほか、保管事業者等は、次の事項を履行しなければならない。

- ① 保管事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- ② PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出を、毎年必ず所管行政庁に提出する。

- ③ 処分委託時には、安全面から必要な措置を講ずるとともに、処分業者と十分な調整を行い計画的な処分に努める。なお、処理委託契約の締結前に収集運搬業者及び処分業者の処理状況等を確認する。
- ④ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、府又は政令市が実施する施策に協力する。
- ⑤ PCB使用製品の所有事業者にあつては、PCB特別措置法又は電気事業法の規定に基づき、PCB使用製品を計画的かつ適正に廃棄し、一日でも早く確実かつ適正に処理する。

(2) 収集運搬業者の役割

PCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者は、PCB廃棄物の収集運搬が確実かつ適正に行われるよう、次の事項を履行しなければならない。

- ① 廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物処理基準、収集・運搬ガイドライン並びに各広域協議会及び関係地方公共団体が定める輸送規制等を遵守する。
- ② 収集運搬時の事故等、緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ③ 府内には少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたることから、収集運搬業者は、安全かつ効率的に処理施設への搬入が行われるよう、保管事業者及び処分業者と十分な調整を行い、運搬車両ごとの運行管理を適切に行う。
- ④ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、関係地方公共団体が実施する施策に協力する。

(3) 処分業者等の役割

処分業者及び自らPCB廃棄物の処分を行う者は、PCB廃棄物の処分が確実かつ適正に行われるよう、次の事項を履行しなければならない。

- ① 処理施設の整備及び稼動に際しては、廃棄物処理法で定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法で定める処分の基準を遵守する。
- ② 安全性の観点から、定期的に処理施設を点検整備する。
- ③ 処分業者は、PCB廃棄物が廃棄物の種類、処理施設の区分に従って、確実かつ適正に処理ができるよう、受入基準及び受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬業者等と十分な調整を行い、計画的な処分を行う。
- ④ PCB廃棄物の搬入及び処分の状況並びに排出モニタリング結果等、PCB廃棄物の処理に関する情報の公開を積極的に行い、PCB廃棄物の処理についての理解と信頼を得るように努める。

- ⑤ 緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ⑥ PCB廃棄物については、保管事業者において長期間の保管が継続してきたことから、破産等により継続的な保管場所の確保ができなくなったもの及び容器の破損等により生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるものについて、所管行政庁から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- ⑦ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、所管行政庁が実施する施策に協力する。

3 JESCO大阪PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の適正処理の推進

(1) 処理施設の安全性の確保

処理施設の稼働にあたっては、立地自治体である大阪市の指導事項に十分留意のうえ、安全性と環境保全の確保に万全を期すものとする。なお、大阪市は操業状況等について、近畿圏の府県及び政令市で構成する近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置した「大阪PCB廃棄物処理事業監視部会（事務局：大阪市）」（以下「監視部会」という。）に報告し、安全性の確認を行うこととしている。

大阪市はPCB廃棄物の処理が安全操業のもとで、確実かつ適正に行われていることを確認するため、随時、立入調査を実施することとしている。

(2) 処理施設の環境監視

処理施設の稼働にあたっては、事業実施主体の責任で、適正に処理を行っていることの確認を行わなければならない。このため、施設の稼働に伴うモニタリングについては、JESCOが定めたモニタリング計画に従い、オンラインモニタリング（自動サンプリング、自動分析）により排気中のPCB濃度を常時確認するほか、定期的に公定法による排気中などのPCB濃度等の確認（排出源モニタリング）と施設の稼働に伴う周辺的生活環境への影響の確認（環境モニタリング）が行われている。これらの結果については、監視部会に報告され安全性の確認が行われている。

なお、大阪市では周辺的生活環境への影響の確認を行うため、大気に係る環境モニタリングを行い監視部会に報告を行うこととしている。

(3) 収集運搬の体制

① 効率的な収集運搬

PCB廃棄物の収集運搬においては、計画的な処理を確保するため適正な搬入管理を行うとともに、生活環境への影響を抑制するためにも効率的な収集運搬を行う必要があり、JESCO大

阪PCB処理事業所の処理施設へのPCB廃棄物収集運搬車両の台数については、施設の処理能力を勘案して1日あたり延べ15台までとされている。

② 運搬経路

PCB廃棄物の収集運搬を安全かつ確実にを行うため、その運搬経路を指定することにより運行状況を把握するとともに、居住地域での運行を可能な限り回避する必要がある。

このため、処理施設への搬入については、原則として、各保管事業場の最寄りの高速道路入口から阪神高速道路湾岸線を経由する経路を運行するものとされている。なお、施設に近い此花区及び福島区の大部分の保管事業場については、阪神高速道路を経由せず一般道を使って搬入を行うものとされている。

③ 運搬車両の運行管理

運搬中の事故等の未然防止を図るとともに、事故時の速やかな対応に資するため、運搬車両の運行状況を把握できるシステムにより運行管理を行うこととされている。

このため、大阪市はJESCOが定める受入基準において、GPS（衛星測位システム）の活用により運搬車両の運行状況を管理するシステムを整備し、運用するようJESCO及び収集運搬業者を指導することとしている。また、当処理施設へPCB廃棄物を搬入するために大阪市内を走行する際には伴走車を配置するものとされている。

（４）情報の公開

施設内に設置されている「情報公開ルーム」で処理施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理実績、運搬車両の運行管理状況、モニタリング調査等の情報を管理するシステムが設けられ、見学者等に公開されている。また、PCB廃棄物に係る各種情報がJESCOのホームページ等を通じて発信されている。

大阪市は、これらの確実な実行を指導するとともに、同事業について、監視部会で報告・確認した内容等について、大阪市のホームページで市民等に情報提供を行っている。

（５）関係地方公共団体との連携

PCB廃棄物及び使用製品を一日でも早く確実に処理を完了させるために、府県の境界を越えて処理されている状況に鑑み、広域的な視野に立ち、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置した「PCB廃棄物広域処理部会」や各広域協議会と連携して、円滑な処理を図るとともに、拠点の広域処理施設が立地する大阪市とともに、関係地方公共団体にPCB廃棄物の安全かつ早期の処理等に係る施策に協力を求める。

4 関係者における連携・協力

PCB廃棄物及び使用製品を、PCB特別措置法の処分期間内に確実に処理又は廃棄するためには、所管行政庁や関係地方公共団体、事業者団体等、そして府民や府内事業者等すべての関係者の協力が必要である。そのため、所管行政庁は相互にかつ国や関係地方公共団体、製造者、電気保安関係者等と連携し、保有状況の把握や情報共有に努める。